



2025年12月23日

各 位

会社名 大英産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 一ノ瀬 謙二
(コード番号2974 福証)
問合せ先 取締役経営企画室室長 岡本 達曉
(TEL. 093-613-5500)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年1月23日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 6,900株
(3) 発行価額	1株につき金912円
(4) 発行総額	金6,292,800円
株式の割当ての対象者	
(5) 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	当社取締役4名 6,900株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2025年11月13日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025年12月23日開催の第57期定時株主総会において、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額25百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）を支給すること、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年3万株以内とすること及び譲渡制限期間を譲渡制限

付株式の割当てを受けた日から当該取締役が当社の取締役の地位を退任する日までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役4名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、その他諸般の事情を勘案の上、金銭報酬債権合計6,292,800円を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式6,900株を割当てるることを決議いたしました。

3. 謙渡制限付株式割当契約の概要

本新株式発行に伴い、当社と対象取締役は個別に謙渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

＜本割当契約の内容＞

（1）謙渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当契約により割当てを受けた日から、当社の取締役の地位を退任する日又は本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が当社の事業年度開始後6ヵ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下「謙渡制限期間」といいます。）、謙渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「謙渡制限」といいます。）。

（2）退任時の取扱い

当社は、謙渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）の満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）謙渡制限の解除

当社は、謙渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謙渡制限期間が満了した時点をもって謙渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任した場合には、謙渡制限を解除する本割当株式の数及び謙渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い謙渡制限が解除された直後の時点において、なお謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謙渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本

割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株式発行における発行価額については、恣意性を排除するため、2025年12月22日（取締役会決議日の前営業日）の福岡証券取引所における当社普通株式の終値である912円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本新株式発行の割当てを受ける対象取締役のうち、当社取締役会長の大園信は、合算対象分となる株式を含めて当社の支配株主に該当し、当社代表取締役社長の一ノ瀬謙二は、支配株主の近親者に該当するため、支配株主との取引等に該当します。

(1) 公平性を担保する措置及び利益相反回避措置

本新株式発行は、法令及び諸規則等で定められた規定並びに手続きに従って行います。また、発行価額の決定方法をはじめとする発行内容及び条件についても、上記「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」並びに「4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものです。加えて、利益相反を回避するため、支配株主である取締役会長の大園信並びに支配株主の近親者である一ノ瀬謙二は、本新株式発行にかかる取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

(2) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本新株式発行の内容及び条件の妥当性については、当社の取締役会において審議のうえ、本日付で取締役会決議を行っています。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締全員より、本新株式発行は対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするもので、その内容及び条件は妥当であることから、2025年12月23日付で少数株主にとって不利益でない旨の意見を得ております。

(3) 少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

2024年12月26日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。本新株式発行は、以下の指針に基づいて決定いたしました。

当社が支配株主との取引等を行う際には、一般の取引と同様の条件で行うこととしております。従いまして、当社は取引条件等の内容について妥当性を検証するために、取締役会で審議することとし、少数株主に不利益を与えないように対応いたします。

以上